

草津市建設工事の積算疑義申立て手続きについて

平成25年4月1日以後に市が入札執行を行う予定価格500万円超の競争入札工事案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、落札決定をする前に、金額入り設計書の公表（閲覧）と、設計に関する疑義の申立てを受け付けることとします。

1. 疑義申立期間を定める対象案件及び対象者

対象案件	契約検査課が入札執行を行う <u>予定価格500万円超の競争入札工事案件</u> とし、全ての工種を対象とします。ただし、不調又は中止とした案件は対象としません。
対象者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」と称します。）を対象とします。

2. 疑義申立期間について

申立始期	開札日から
申立終期	開札日の翌々日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始の日に当たるときは、その翌日）の正午まで

※申立終期を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

3. 落札保留方法について

落札保留の内容	<ul style="list-style-type: none">・落札者の決定は、疑義申立により入札が無効となる場合があるため、開札後、直ちに落札決定は行わず、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とするものである。・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札価格のうち一番低い額であること（2者以上ある場合は、くじにより決定する。）
---------	---

※入札後、当日中に、入札経過表、最低制限価格及び金額入り設計書の公表を行う。

4. 疑義申立ての対象となる事項について

該 当	金額入り設計書を確認しないと疑義を判明することができない事項
非該当	<ul style="list-style-type: none">・単価が合わない、複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行い確認すべきもの・積算疑義が具体的でないもの・積算疑義が特定できないもの・設計図書等で確認できるもの・積算システムに起因するもの・その他、当該入札に直接関係のないもの

5. 金額入り設計書等の確認方法について

確 認 先	契約検査課窓口において金額入り設計書の閲覧ができます。
確認方法	金額入り設計書は1部のため、閲覧をお待ちいただく場合があります。なお、閲覧をするための申込書の提出は不要です。

金額入り設計書等の複写	メモ及びデジカメ等の電子機器による複写はできますが、金額入り設計書の持出し及びコピーはできません。
-------------	---

※事後公表する金額入り設計書の内容

土木系工事 = 内訳書 建築系工事 = 種目別内訳書、科目別内訳書

1. 表紙 ……………工事名称、工事場所
2. 積算内訳 ……工事区分、工種及び種別で、工事工種体系のレベル1から3に準じるものの名称、単位、数量、及び金額

6. 疑義の申立てについて

前述5の金額入り設計書等の閲覧後に、設計に関する疑義を申し立てるときは、次の手続を行ってください。

手続先	契約検査課
提出書類	「疑義申立申請書」(第1号様式) ・入札額積算内訳書 ・疑義に関する具体的な資料等

※「設計書に明示又は質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項(例:設計書等と図面の数量の差等)」、「自分が想定した価格と合わない」等は疑義の対象としません。(前述4のとおり)

7. 疑義の申立てがなかった場合について

疑義の申立てがなかった場合は、疑義申立期間終了後に、落札保留者を落札者として速やかに落札決定通知書を通知します。

8. 疑義の申立てがあった場合について

疑義の申立てがあった場合における設計の調査を行った後の手続きは、下表の(1)及び(2)のとおりとします。

疑義申立者へは「疑義申立回答書」(第2号様式)により、原則として疑義申立期限日の翌日(ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始に当たるときは、その翌日)の午後3時頃までに回答を予定しています。

疑義申立者への回答後は、応札者に「疑義申立及び回答一覧表」(第3号様式)を通知します。

(1) 設計書に誤りがなかった場合	疑義申立者に回答した後、設計に誤りがなかった旨を契約検査課窓口で公表して落札保留者に落札決定通知書を通知します。
(2) 設計に誤りがあった場合は、次のとおり入札の有効・無効を決定します。	<p>ア 設計の誤りが原因で落札保留者に変更が生じる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札は無効とします。 ・疑義申立者に回答した後、応札者に設計の誤りの内容及び入札を無効とする旨を記した不調通知を通知します。 <p>イ 設計額と設計誤りを補正して設計し直した額の差額がわずか(概ね設計額の1%以内)で、落札保留者に変更が生じない場合</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・入札は有効とします。 ・疑義申立者に回答した後、落札決定通知書を通知します。 この場合においては、後日設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。 ただし、落札保留者に変更が生じない場合であっても、落札保留者が契約を望まないときは、入札を無効とする旨を記した不調通知を通知します。
--	---

9. 疑義の申立てにより不調とした案件の取扱いについて

(1) 設計の見直し

疑義の申立てにより不調とした案件は、設計を見直し、内容を一部変更して、改めて入札を執行します。

(2) 入札の方法

再度入札する場合、入札公告の参加資格要件または指名業者選定について、「不調とした当該競争入札に入札書を提出した者であること」とします。

ただし、この要件としたときに、入札の競争性・公平性が損なわれて不相当であると認められるときは、新たに入札参加資格要件を設定し執行します。

10. その他

入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応では公正妥当な事後処理としない場合は、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。